



Sompō Japan
Nipponkoa

損保ジャパン日本興亜

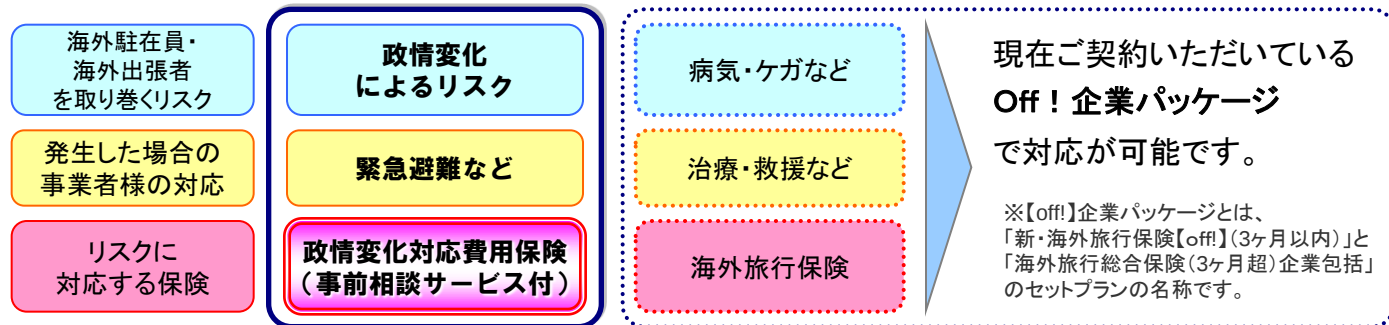
【off!】企業パッケージにご加入のお客様へ

「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」は、損保ジャパンと日本興亜損保が2014年9月1日に合併して誕生した会社です。

駐在先・出張先の政情変化リスクにはお備えですか？ 【政情変化対応費用保険（事前相談サービス付）のご案内】

1. 海外駐在員・海外出張者を取り巻くリスク

海外駐在員・海外出張者を取り巻くリスクと、発生した場合の事業者様の対応には以下のようなものがあります。



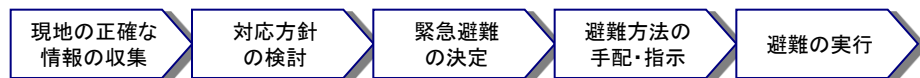
2. 政情変化が発生した場合の対応は・・・？

政情変化が発生した場合、下記の対応を貴社が行う必要があると予想されます。

海外駐在者とその家族および海外出張者の安全確保

緊急避難を行うか否かの検討

【政情変化が発生した場合の対応イメージ】



現地の正確で広範な情報の把握、各種避難方法の手配には、
信頼性の高いアシスタンスサービス会社を活用する必要があります。

【緊急避難時にかかる費用(例)】

チャーター機費用	約8,000万円
宿泊費	約300万円
日本への帰国費用	約200万円
避難者の給与(3か月分)	約500万円
+ アシスタンスサービス会社のコンサル ティング費用、通信費、再赴任費用 など	

そんな時、損保ジャパン日本興亜の「**政情変化対応費用保険**」がお役に立ちます！

3. 「政情変化対応費用保険」の特長

「政情変化対応費用保険」とは？

日本国外において、戦争、革命、暴動等の政情変化が生じた結果日本国の外務省により政府勧告が出された場合に、貴社の海外駐在員、帯同されている家族の方、海外出張者の方を緊急避難させるために、貴社が支出した諸費用を補償する保険です。
※お支払いする保険金、保険金をお支払いできない主な場合については裏面をご覧ください。

さらに、この商品の大きな特長として、ご契約をいただいたお客様には **事前相談サービス** が付帯されます。
「事前相談サービス」とは？

当社において「政情変化対応費用保険」をご契約いただいたお客様については、政情変化が発生する前であっても、専門のアシスタンスサービス会社による以下のサービスを受けることができます。

- (1) 緊急避難につながる可能性のある政治および治安リスクに関するアドバイス
- (2) 緊急避難につながる可能性のある事態が発生した際の現地情報や対応に関するアドバイス
- (3) 緊急避難実行のアシスタンスを希望するお客様に対する避難方法のアドバイス
- (4) 緊急避難につながる可能性のある事態が発生した際に、電子メール配信による情報の提供

※このサービスの利用料金は、かかりません。

※専門のアシスタンスサービス会社とは、**コントロール・リスクス・グループ株式会社**をいいます。

※ただし、コントロール・リスクス・グループおよび損保ジャパン日本興亜に対し、連絡先等の開示にご同意いただいた場合のみ本サービスを利用いただけます。

※本サービスを利用される場合、コントロール・リスクス・グループへの連絡は、必ず事前に記載いただいた「質問書兼告知書」に記載された貴社の方(3名まで)からお願いいたします。

このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店またはお近くの当社までお問い合わせください。

【商品に関するお問い合わせ先】

損保ジャパン日本興亜 取扱代理店 保険プラス
株式会社リンクソリューション
<http://www.hokenplus.com/>

※ お問合せ・お見積りは下記サイトからどうぞ

□ 海外旅行保険Off! 企業パッケージ

<http://www.sompo-japan-off.jp/company.html>

(SJNK14-07668 2014/09/01)



損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL. 03-3349-3111

URL <http://www.sjnk.co.jp/>

1. お支払いする保険金

「政情変化対応費用保険」でお支払いする保険金は次のとおりです。

「政情変化対応費用保険」では、保険対象地域において**政情変化(注1)**が生じた結果、保険期間中に日本国の外務省によって新たに**保険対象地域(注2)**に**政府勧告(注3)**が出されることにより**事故対応期間中(注4)**に被保険者が負担する次の費用に対して保険金を支払います。ただし、③については**再赴任対応期間(注5)**中に被保険者が負担した費用に対して保険金を支払います。

- ① **保険対象者(注6)**が**政情変化**の生じた**保険対象地域**からその近隣の国もしくは地域へ緊急避難するため、その緊急避難先から**本国(注7)**へ帰国するためまたは**本国**へ帰国するために要する交通費
- ② **保険対象者**が**政情変化**の生じた**保険対象地域**からその近隣の国もしくは地域へ緊急避難する、その緊急避難先から**本国**へ帰国する、または**本国**へ帰国する途上に滞在した宿泊施設の利用料および食事の費用。(14日分を限度とします。)
- ③ **保険対象者**が**政情変化**の生じた**保険対象地域**へ再度赴任するために要する航空運賃。ただし、航空会社の定期便かつエコノミークラスを利用した費用にかぎります。
- ④ **保険対象者**が**政情変化**の生じた**保険対象地域**からその近隣の国もしくは地域へ緊急避難するまで、その緊急避難先から**本国**へ帰国するまでまたは**本国**へ帰国するまでに事故の対応のために要した電話、ファクシミリ、郵便等の通信費用
- ⑤ **保険対象者**が事故により就業不能となった期間に支払う**給与(注8)**。ただし、緊急避難を行った時点から3か月分または**保険対象者**が**政情変化**の生じた**保険対象地域**へ再度赴任するまでの期間いずれか短い期間を限度とします。
- ⑥ **保険対象者**が**政情変化**の生じた**保険対象地域**からその近隣の国もしくは地域へ緊急避難するため、その緊急避難先から**本国**へ帰国するまで、または**本国**へ帰国するために**アシスタンスサービス会社(注9)**から緊急避難の方法に関する助言または緊急避難に必要な交通手段の手配を受けた場合に、その対価として**アシスタンスサービス会社**に対して支払う手数料および費用

(注1) 政情変化

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ② 暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、保険対象地域の全国または一部の地域において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態)
- ③ 騒じょう(群衆または多数の者の集団の行動によって、数街区以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態)
- ④ テロ行為(政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれらと連帯する者が、その主義・主張に関して行う暴力行為もしくは破壊行為)
- ⑤ 犯罪行為およびこれに類するもの

をいいます。

(注2) 保険対象地域

- ① 被保険者の海外支店、子会社または関連会社が所在する日本国以外の国の全部または一部の地域
- ② 保険対象者が被保険者の業務を遂行することを目的として一時的に滞在する日本国以外の国の全部 または一部の地域

をいいます。

(注3) 政府勧告

- ① 日本国の外務省により海外安全ホームページにおいて行われる勧告で「退避を勧告します」と表記されるもの
- ② 日本国の外務省により海外安全ホームページにおいて行われる勧奨でその勧奨の冒頭に「渡航の延期をお勧めします」と表記され、かつ、勧奨の冒頭または本文中に「退避の可能性も検討してください」、「退避の準備をお勧めします」またはこれらに類する文言が付記されているもの

をいいます。

(注4) 事故対応期間

- 政府勧告が出された時から**30日間遡った日または初年度契約の保険始期日いずれか遅い日**に始まり、次に掲げる時の中で最も早い時点で終了します。
- ① 政情変化が実質的に終了したと認められる時点
 - ② 政府勧告が解除された時点
 - ③ 保険期間の終了後1年間を経過した時点

(注5) 再赴任対応期間

- 政府勧告が出された時から**30日間遡った日または初年度契約の保険始期日いずれか遅い日**に始まり、次に掲げる時の中で最も早い時点で終了します。
- ① 政情変化が実質的に終了したと認められる時点から90日が経過した時点
 - ② 政府勧告が解除された時点から90日が経過した時点
 - ③ 保険期間の終了後1年間を経過した時点

(注6) 保険対象者

次に掲げる方をいいます。ただし、保険契約の保険始期日時点で日本国外務省によって政府勧告が発出されている国もしくは地域に滞在する方、政府勧告が発出されている国もしくは地域に政府勧告の発出後に渡航する方または**事故となる政府勧告が発出された時から30日間を遡った日**もしくは**初年度契約の保険始期日のいずれか遅い日より前に保険対象地域を離れた方を含みません。**

- ① 被保険者の役職員で被保険者の海外支店に勤務している方
- ② 被保険者の役職員で海外の被保険者の子会社または関連会社(保険証券記載の企業にかぎります。)に 出向中の方
- ③ 被保険者の役職員であって被保険者の業務を遂行することを目的として被保険者の指示に基づき保険 対象地域に一時的に滞在している方
- ④ 保険対象地域において、上記①～③の方と同居する方。ただし、本国より帯同している方にかぎります。

(注7) **本国** : 「(注6) 保険対象者」①から③に記載されている方が国籍を有する国をいいます。

(注8) **給与** : 月例給与にかぎり、賞与、臨時給与、その他雑給与、各種手当等を含みません。

(注9) **アシスタンスサービス会社** : コントロール・リクス・グループ株式会社をいいます。

2. 保険金をお支払いできない主な場合

「政情変化対応費用保険」で保険金をお支払いすることができない主な場合等は次のとおりです。

- 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 保険金を受け取るべき者またはその法定代理人で保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人以外の者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故により生じた損害
- 保険対象地域以外の国または地域において政府勧告が出された場合
- 被保険者または保険対象者が、出入国、就労、居住または同種の査証、許可証その他の書類を適法に所持していない結果として生じた緊急避難である場合
- 事故が発生した保険対象地域の国籍を有する保険対象者が行う緊急避難である場合
- この保険契約の保険始期日時点において日本国の外務省が既に政府勧告を発出している保険対象地域において生じた事故である場合
- 被保険者、被保険者の役職員もしくは保険対象者の犯罪行為または不正行為によって事故もしくは損害が発生または拡大した場合
- 保険期間の終了後12か月以内に当会社に事故の通知が無かった場合
- 貿易保険法(昭和25年法律第67号)において規定される保険と付保することが可能な場合において、その保険において補償対象となる損害 など